若狭における福井県の「でたらめ行政」を検証する(その31)

河内川ダム建設の無駄と無謀 その⑬

河内川ダム建設工事に係る

関西電力熊川発電所へのダム補償金に疑惑 4

(小浜市) 松本 浩

福井県は関電へのダム補償費2億400万円を取り消す申請書を国に提出して認可された

平成30年2月2日発行の本誌「はとぽっぽ通信」221号は、「河内川ダム建設工事に係る関西電力熊川発電所へのダム補償金に疑惑」の見出しで同補償金2億2000万円の疑惑を指摘した。

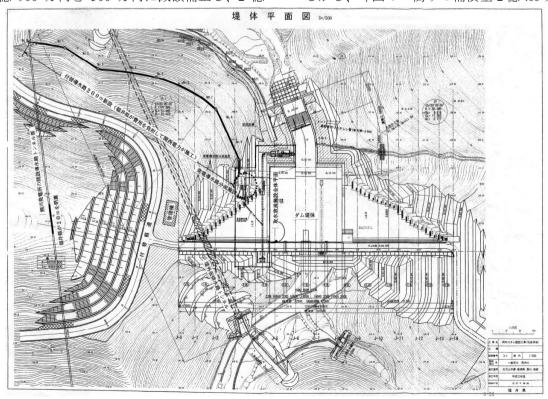
福井県は2月23日、国土交通省に河内川 ダム平成29年度補助金交付決定額に係る 「経費の配分及び内容」の変更を申請し、 同省は3月16日にこれを承認した。

「変更の内容」は、平成 29 年度当初予算に計上していた関西電力への発電所補償費 2 億 900 万円を 500 万円に減額補正し、2 億

400 万円を補償費から補償工事費に移すというものであった。合わせて 29 年度当初予算で予め増額されていた関西電力への補償費 3 億 4500 万円から 2 億 5200 万円を削除する措置も取られた。

これまで福井県はダム工事で施工する取水放流施設の発電分流施設(下図点線内)を 熊川発電所の「取水設備の移設」と偽り、 ダム補償の対象に位置付けて関西電力に不 正の利益を得さしめる「熊川発電所の補償 に関する覚書」を取り交わしてきた。

しかし、今回の「偽りの補償金2億400万



円」の削除措置により、同「覚書」を変更する必要に迫られて平成30年3.月22日、新たに関西電力と「発電所の導水路等移設に関する協定書」を結んだ。年度末ぎりぎりの慌ただしい動きであった。

平成 30 年 6 月 25 日午前、河内川ダム建設事務所で川籐次長、下西工務課長、高木主事、武澤主事ら 4 名の出席のもとで上記「協定書」が開示された。

同日話し合われた筆者とダム事務所職員 の対話の要旨の一部記録を紹介する

※甲は関西電力株式会社京都電力部を、 乙は福井県嶺南振興局河内川ダム建設事務 所を指し、「原覚書」は、県と関電が交わし た平成 24 年 6 月 29 日の「熊川発電所の補 償に関する覚書」を指す。

松本:「はとぽっぽ通信」221 号の発送が本年2月2日、福井県の反応は非常に素早くて、2月23日にはもう国土交通大臣に対して平成29年度補助金交付請求の変更を申請しましたね。変更内容は、補償金の使途「発電所補償」2億900万円を500万円に削減し、その減額分2億400万円を県の補償工事費に振り替えるというもので、国交省は3月16日、これを許可しています(下表参照)。

平成29年度 水管理・国土保全局所管事業に係る経費の配分及び内容の変更について (平成30年2月23日申請 平成30年3月16日承認)より変更内容を抜粋

209,000	• 発電所補償	11.000	• 電柱	特殊袖餌毀	220.000	N 30 106	平成29年度
5,000					16,000		
0	• 付替水路	392.000	- 道路	付替町道	392,000	補償工事費	**
204,000		471,000		0.0000	675.000		

上段が変更前金額 下段太字が変更金額

職員:これは項目の変更、その金額を「補 償費」から「補償工事費」に変更しただ けですよ。

松本:単なる「項目変更」ではありません よ。変更された内容は変更前とは本質的 に異なるものになっていますよ。

「補償費」2億900万円は、ダム本体の発電分流施設を関西電力の熊川発電所「取水施設の移設」にすり替えたうえで、その「移設工事代金」を発電所補償費として関西電力に支払うというものです。

変更された「補償工事費」2億400万円は、ダム本体工事で取り壊した熊川発電所の取水口の付け替えを、本体取水放流施設の分流施設として施工するもので、その費用を関西電力に支払うことはありません。

当初計画どおり関電に支払うとしたら代金の二重支払いで、犯罪ですね。

その二重払いの疑惑を「はとぽっぽ通信」で指摘されたので、誤魔化し切れないと見て、福井県と国は急いで二重払い中止の措置をとったのではありませんか。

職員: ****

松本:しかし、今日開示された新しい「協定書」第3条別紙の「補償形態及び実施分担」(下表)では、福井県の実施分担にある筈の付替水路工事がなく、工事内容は「仮設工、土工、法面工」しかありませんね。水路工事そのものは関西電力が施工することになっています。これは、補助金交付申請変更の内容とも矛盾していますね。

関電の工事費は墨塗りされて金額が不明ですが、補助金交付申請の内容から見れば、平成 28 年度から繰り越された補償金 1,100 万円と 29 年度変更の補償金 500 万円の、合計 1,600 万円が水路工事(付帯工事を含む)となります。

 別 紙

 補債形態及び実施分担

 推債
 実施分担

 本態
 全額(円)

 水路工・付帯工
 金銭

 個西電力制
 総係費、分担関連要合

 仮設工・土工、法面
 理輸

・・・・ところで、関電が施工する「付帯 工事」というのは何ですか。

職員:これは、導水路の防護柵や手摺りなどになります。

松本:福井県の分担は水路工事を除いた「仮設工、土工、法面工」になっていますが、2億400万円もかかるのはおかしいですね。水路工事に比べてもそんなにかかる筈がない。非常に慌ただしく方針の変更が行われたので、内容が支離滅裂になってい

ませんか。取り敢えず「項目」を移し替 えて違法支出との批判を躱したというこ とですか・・・・

職員: ****

松本:関西電力はもう、この付替水路工事 に着手していますか。

職員:・・・・ まだです。まだ発注していません。

松本: 試験湛水の開始が平成 30 年 10 月 21 日ですから、時間がありませんね。

職員: ****

松本: ・・・・ 先に開示された「熊川発電所の補償等に関する資料作成業務報告書」、これは平 24 年 6 月 29 日の原覚書と呼ばれる「熊川発電所の補償に関する覚書」のための「補償協議会」資料と思いますが、これは内容が改ざん、ねつ造されている疑いがあります。

職員:そんな、私共はもっている資料をそのままコピーしてお渡ししているだけで、 改ざんなんて、そんな、とんでもありませんよ。やっていませんよ。

松本:ダム事務所の皆さんが、誠実にお仕事をされていることは間違いないと思います。改ざんはどこか違うところで行われているのでしょう。しかし、私を騙すということは、県民を欺き国民に真実を隠すことに外ならないということですよ。この「資料作成業務報告書」の中身は、

この「資料作成業務報告書」の中身は、 大半が別物にすり替えられていますね。 本当の中身は、資料作成期間中に開かれ ている福井県と関西電力のダム補償協議 会のために作成された協議資料でなくて はならないでしょう。

職員:・・・・

松本: ・・・・ この報告書の原本を見せて頂けませんか。・・・・ここへ持って来て下さい。

職員:それは、この 6 月 6 日に松本さんが 開示請求された「補償(発電)調査報告書」 の、・・・・その開示の際に、ということで は・・・・

松本:しかし、それだと、・・・・第三者が関係する情報ということで、開示はずっと 先のことになりませんか。・・・・それだと、8 月に入ることになりませんか。 職員:・・・・そうなりますね。

松本: ****(妥協)

この「資料作成業務」がニュージェックに委託されたのは平成 23 年 11 月 4 日です。工期は 24 年 7 月 31 日までとなっています。工期の 9 ヶ月ほどの間に関西電力と福井県は発電所補償について、3回の協議会を開いていますね。

第1回協議会は、平成23年12月6日。 第2回協議会は、平成24年3月7日。

第3回協議会は、平成24年5月10日。いずれも本件業務委託期間中です。この協議の結果が、平成24年6月29日の原覚書、つまり「熊川発電所の補償に関する覚書」にまとめられて、福井県と関西電力が調印し、それらの経過と結果が平成24年7月6日に開かれた国土交通省協議会に報告されています。

ですから、この「資料作成業務」の内容はこれらの協議会に提出された協議資料と考えるのが自然です。県と国土交通省がこの時合意した発電所補償の内容というのは、今回、変更撤回された「取水設備の補償」2億円だったのでしょう。

職員:・・・・・

松本:大部分が墨塗りされた協議資料(「は とぽっぽ通信 221 号 22 ページ参照)の中 に墨塗りを免れた1枚、「第1回協議会議 事次第」があります。

その「議事次第」の議題(3)に「熊川発 電所取水設備移設に係る協議項目とスケ ジュール」がありますね。

関西電力への利益供与計画のキーワード、「取水設備の移設」は第1回協議会から最も重要な議題であったことが分かります。

これらの協議会に提出された協議資料、 関電協議会資料 12 枚、国土交通省協議会 資料 4 枚、合わせて 16 枚のうち 12 枚が 全面墨塗りされ、4 枚が抜き取られて開示 文書から欠落しています。

墨塗りされ抜き取られて非公開とされた処分の理由は、関西電力の「正当な利益を害するおそれがある」、「福井県の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが

ある」というものでした。

このように、福井県と関西電力、国土 交通省の発電所補償に関する協議内容の 記録文書は、そのほとんどが隠蔽されま したので、その真実の内容は、県民の伺 い知ることのできない秘密事項とされた まま、今回の変更となったわけです。

職員: ****

松本:今、頂いた「協定書」の補償対象についての第2条は、「甲及び乙は、この協定の対象となる補償について、原覚書第2条第1項に基づく発電所導水路等の移設に係る補償であることを確認する」となっています。

職員:・・・・・

松本:そして、その原覚書の第2条第1項は、発電所導水路等の移設について「甲は、ダム事業に伴い影響を受ける発電所の設備等(取水設備及び導水路等)を移設するものとし、乙はこの機能回復に要する費用を金銭により補償する」としています。

職員: ・・・・はい・・・・

松本:ダム湛水で水没する発電所導水路トンネル部をそのまま放置すればトンネルからダム水が漏れるので、福井県がトンネル中程 20m をセメントで閉塞する。閉塞すると発電所への導水が止まるので発電できない。そこで福井県がその費用を金銭で負担することを約束して、関西電力が付け替え導水路を新設する、というのは理解できます。しかし、「取水設備の移設」というのが私には理解できませんでした。

ご説明頂けませんか。

職員: ****

松本:「取水設備の移設」と言いますが、取水口は移設しないでしょう。第 1 取水口と第 2 取水口は、ダム水没区域にあって、福井県がダム工事に支障があるとして取り壊すわけですね。私などは費用をかけて取り壊さないでも、そのままダムに沈めればいいのにと申し上げましたが、課長は「鉄筋などがあり錆びが水質に悪影響を及ぼすので除却する」と言われまし

た・・・・

除却した取水口の替わりとして、ダム本体の取水放流施設に発電所のための分流施設を設置して、それを関電が移設工事で新設した導水路につなぐんですね。

職員:・・・・そうです。

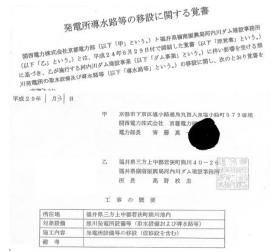
松本:その分流施設は関電から見れば発電 所の取水施設に当たりますが、ダム本体 からすれば多目的ダムの取水放流施設の 一部分であって、関西電力が付替施設と して施工して福井県がその費用を負担す るという性質のものではないでしょう。

分流施設の工事費は全額がダム本体工 事費に含まれています。全額です。

職員:・・・・それは・・・・、関電が分流施設を 施工するわけではありません。移設する というのは機能が移るという意味です。 あくまでも機能の回復、機能が実質的に 移動するということです。

松本:しかし、その失った機能を回復させるのはダム事業者である福井県でしょう。 その「機能の回復」を関電による「取水施設の移設」にすり替えて、関電に補償工事費を支払おうとしたのが「原覚書」だったのではありませんか。

「原覚書」には「機能の移設」という 文言はありませんよ。平成29年1月31 日に締結された「発電所導水路等の移設 に関する覚書」第3条でも、「甲は、末尾 記載の工事を実施するものとする」とあ り、末尾記載の「工事の概要」(下表)は、



対象設備が「熊川発電所設備等(取水設備 及び導水路等)」と明記されています。

「取水口の移設」は、関西電力が施工 する「工事の対象」として位置付けられ ていて、福井県はその費用を金銭で負担 することになっていたんですよ。

職員:・・・・あくまでも、設備の移転ではなく機能の移転という意味です。

松本:いや、末尾記載の工事、つまり「取 水設備と導水路等」の移設工事を関電が 実施して、その代金は県が負担するとい う覚書が交わされていたのは明白な事実 です。

率直に申し上げれば、取水設備つまり 発電所分流施設工事代金の二重払い、福 井県のダム工事費と関電の移設工事費、 両方から費用を支払う違法が企画されて いたんです。

職員:そんな、代金の二重払いなんて絶対 あり得ませんよ。

松本: いや、そのために平成28年度と29年度当初の国土交通省への補助金交付申請で、発電所補償費が28年度は1,100万円、29年度当初は2億900万円、合計2億2,000万円も計上されたんですよ。

導水路の移設補償費は福井県の試算でも 5,000 万円まででした。5,000 万円の補償費が 2 億 2,000 万円に跳ね上がった理由がここにあります。

職員:・・・・・

松本:2億2,000万円の使途は「発電所補償」 と明記されています。単に機能の回復と いうのであれば、その取水施設工事は福 井県がダム本体工事として実施したので すから、福井県が関西電力に工事費を支 払う必要はありません。

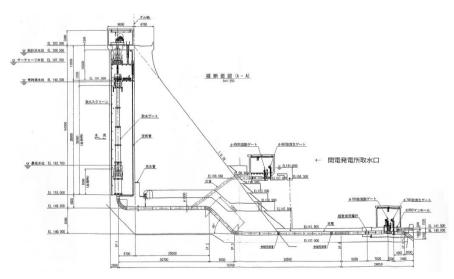
支払う必要のない 2 億 2,000 万円を、福井県と国土交通省は補償工事費として関西電力に支払う計画を進めていた… 国と県と関電の間で代金の二重支払いが企画されていたのです。

職員:・・・・・

松本: 先の黒塗り文書には、これらの不正 支出計画が書かれていたのだと思います。

だから、肝心なところは全部黒塗りにして、あとは、別件文書やなんかを寄せ集めて「報告書」としてねつ造したうえで、私に開示したのです。

(次号につづく)



ダム本体の取水

放流設備部の縦断面図。常時満水位がEL190.500、最低水位がEL162.700と記されている。

常時水位の深さが66%、渇水期の最低水位で22%余り。ということはダムには最低でも22%の水が貯まっていないと関西電力の発電所へは水は流れないことになる。